

境夢みなとターミナルの2026年キッチンカーマルシェにおける キッチンカー等の出店の募集について

クルーズ船の境夢みなとターミナル寄港時に開催するキッチンカーマルシェへの臨時出店を希望される事業者を下記の通り募集します。

記

1. 出店資格

以下の要件を満たす事業者に限ります。

- (1) 製造物賠償責任保険（PL 保険等）に加入している
- (2) 食品衛生法に基づく営業許可、食品衛生責任者の資格を保有している
- (3) 食品衛生法その他関係法令等を遵守し、保健所が定める適切な衛生管理、加工（調理等）及びアレルギーへの対処（材料の把握とアレルギー表示）を行える者が当日従事できる

2. 出店場所および出店日時

出店場所：境夢みなとターミナル正面駐車場または展望デッキ側駐車場

住 所：鳥取県境港市竹内団地 252-2

出店日時：① 4月29日(水) 9:00～15:00（アイランド・スカイ 8:30 入港、13:30 出港予定）

② 5月5日(火) 9:00～19:00（コスタ・セレーナ 9:00 入港、19:00 出港予定）

※出店場所や出店時間は、クルーズ船の状況によって変更になる可能性があります。

3. 運営協力金

1店舗あたり 3,000 円

※お支払いは出店当日の現金支払い、もしくは当日までの銀行振込でのお支払いをお願いいたします。

※現金支払いの場合は、お釣りのないよう予めご準備の上ご来館ください。

4. 出店数

5店舗程度 ※クルーズ船の状況によって変更になる可能性があります。

5. 出店申請方法

(1) 提出先

〒684-0046 鳥取県境港市竹内団地 252-2 境夢みなとターミナル 物販担当

TEL / 0859-46-0688 FAX / 0859-46-0680 E-mail / info@sakai-tottori.jp

(2) 提出書類

- ① 2026年キッチンカーマルシェ出店申請書（兼 誓約書）
- ② 出店従事者名簿
- ③ 移動販売車による食品営業許可証一式（写）
- ④ 食品衛生責任者またはそれに代わる資格証明書（写）

- ⑤ 製造物賠償責任保険（P L 保険）等の証明書（写）
- ⑥ 本人確認書類（写） **運転免許証（両面）、マイナンバーカード（写真のある面）、パスポート**
のいずれか 1 点を、出店従事者全員分ご提出ください。

※⑥については、2025 年にご提出いただきました方の再提出は不要です。初参加の方のみご提出ください。

※提出いただいた個人情報はイベント運営のためのみに利用します。法令で認められている場合を除き、その他の目的では利用いたしません。

(3) 申請の流れ

◆ 申請書類

境夢みなどターミナル公式 HP より、2026 年キッチンカーマルシェ出店申請書（兼 誓約書）をダウンロードしてください。

URL <https://www.sakai-tottori.jp/merch>



◆ 出店申請

出店申請書に必要な事項を記入の上、その他の提出書類とともにメールまたは FAX、事務所への持ち込みにて **4 月 12 日(日)17 時まで**にご提出ください。

※期日を超えた申請はいかなる理由にあっても受理いたしません。あらかじめご了承ください。

※ info@sakai-tottori.jp の受信設定を必ず行ってください。

※「出店申請」＝「出店確定」ではありません。出店可否の連絡をお待ちください。



◆ 出店審査

要項 1 および 8 にもとづき、提出書類の記載内容等の確認を行います。

申請べ切日から 1 週間程度で、結果をメールにてご連絡いたします。



◆ 請求書の送付

出店可能の場合、確定の通知から 1 週間以内にメールにて請求書を送付いたします。

6. クルーズ客船寄港中止について

寄港スケジュールの変更や悪天候等のやむを得ない事象により寄港中止となった場合、発生した損害は出店事業者様にて負担いただきます。予めご了承ください。

7. 設営等

- (1) 出店に必要な費用及び物品 （発電機、調理用水及び排水タンク、テント等） は全て出店者負担とし、搬入出方法は別途お知らせします
- (2) 購入者用の飲食スペース、ゴミ箱、トイレはターミナルの施設を利用できます
- (3) **発電機および火器を使用する場合は、消火器の設置をお願いします**
- (4) 購入者用にゴミ箱を設置し、販売終了後のゴミ・排水は各自持ち帰り適正に処分してください
- (5) ターミナルおよび近隣施設の水道使用、洗剤や油を流す等の行為は行わないようお願いします
- (6) 出店に関係する他機関への手続きは出店者自ら行っていただきますようお願いします
- (7) **車両移動時以外はキッチンカーのエンジンを停止してください**

8. 暴力団の排除について

- (1) 出店従事者について、次のいずれにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと
 - 暴力団および暴力団員
 - 暴力団の活動または運営に協力する者
 - 暴力団員と生計を一にする家族および同居人
 - 暴力団員または暴力団員が指定した者に対して、名目のいかんを問わず、金品その他の財産上の利益を供与する者
- (2) 次の行為を行わないこと
 - 他人に出店許可の名義を貸すこと
 - 暴力団・暴力団員に出店により得た収益の全部または一部を供与すること
 - 暴力団員を従業員、ボランティア等として使うこと
- (3) ご提出いただいた書類に記載された情報について、鳥取県暴力団排除条例の規定に基づき、警察に照会いたします。
- (4) 上記(1)(2)に違反した場合は、出店の許可を取り消します。

9. 出店確定後の流れ

申請〆切後 1 週間程度： 出店確定通知

確定通知後 1 週間程度： 請求書送付

出店 3～5 日前： 出店配置図、搬入出経路図送付

出店当日： 出店時間 30 分前までに搬入、出店時間後 30 分以内に撤収作業完了

出店後 2 日程度： 出店者アンケート入力〆切

※クルーズ船の状況により日程が前後する可能性があります。

以上